防犯カメラ設置費用の一部を補助します

防犯カメラ設置補助金
【令和８年度】

補助金の目的

犯罪の起こりにくい安心･安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会・町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

補助対象団体

○町内会・自治会等
○私立幼稚園・保育園、こども園
○商店街等

※補助金の申請団体の中から、団体の防犯活動の状況や地域の犯罪情勢等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

補助対象経費

防犯カメラ設置にかかる次の経費
○機器購入費及び設置工事費
○防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
○その他市長が特に必要であると認める費用

保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等は補助対象外です。

補助率等

○補助率　　補助対象経費の２分の１以内
○限度額　　防犯カメラ１台につき　３０万円まで

※１団体に対する当該年度中の補助：原則１回（１台）のみ

スケジュール（予定）

step❶　事前協議	5/7（木）～ 6/30（火）
step❷　交付申請	事前協議内示後 ～ 7/10（金）
step❸　事業着手～実績報告	9/1（火）～ 11/27（金）

※予算額に達した時点で締切りとなります。
※申請様式等は、新発田市ホームページからダウンロードできます。
※スケジュールは、変更になる場合があります。
　詳しくは、問合せ先、又は新発田市ホームページで確認してください。

主な要件

○犯罪を抑止することを目的とします。
○通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園などの公共空間の一部を撮影対象とする防犯カメラとします。
○有効画素数、録画速度、録画日数等の一定の要件を満たす機器とします。

区　分		仕　様
撮影機能	有効画素数	・38 万画素数以上
	作動時間等	・1 日 24 時間、夜間も人物等が特定できる撮影が可能なこと（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度 0.5 ルクス以上の性能を持つカメラを推奨
録画機能	録画時間	・1 日 24 時間及び 7 日間以上（動体検知の場合は 7 日分以上）
	1 秒間の記録間隔	・3 コマ以上
	記録画像サイズ	・640×480 画素以上
	記録媒体	・USB メモリー、DVD-R 等の外部記録媒体に画像が複写できること ・メモリーカード、又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること

注意点

【維持管理費】
○設置後に発生する電気代や保守点検費用などランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。

【適切な管理・運用】
○設置後は、適正に管理・運用しなければなりません。
○防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意（許可）を得ること。
○防犯カメラ管理運用規程を作成すること。
○管理責任者及び操作取扱者を指定すること。
○映像の保存期間は 7 日間以上３０日間以内とし、期間経過後は消去すること。
○映像の目的外での利用や第三者への提供ができません。
ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供すること。

【市への報告】
○市から防犯カメラの管理運用状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければなりません。

申請・問合せ先

〒957-8686　新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市役所 5 階　地域安全課 防犯交通安全係
電話 0254-28-9510（地域安全課直通）
ホームページ　http://www.city.shibata.lg.jp/